

平成23年度 第3回 役員会議事要旨

日 時 平成23年5月11日（水） 10時30分～11時12分

場 所 学長室

出席者 学長，瀬口理事，中島理事，米倉理事，宮崎理事，緒方理事

オブザーバー 後藤学長室室長 他

- 学長から，前年度第28回及び今年度第1回，第2回の議事要旨確認依頼があり，前年度第28回については，一部修正箇所があった旨及びその修正箇所について，説明があった。

【審議事項】

(1) 国立大学法人佐賀大学評価室設置規則の一部改正について

学長から，本件は，評価室にアドバイザーを置くことができるように規則の一部改正を行う旨の説明があった。

また，総務部長から，本改正の理由として，平成22年度まで評価室の構成員であった工学系研究科の渡邊先生に引き続き指導・助言を得ることができるように改正を行う旨の補足説明があり，審議の結果了承された。

(2) 目的積立金の取扱いについて

学長から，本件は，会計検査院による意見表示に基づく，文部科学省からの通知により，決算剰余金の目的積立金への積立方式を変更し，その用途を明確に定める旨の説明があった。

また，財務部長から，4つの目的積立金のうち，学生キャンパスライフ充実積立金を廃止し3つの目的積立金に区分すること，法人本部の増収分及び執行残は，中期計画期間中における想定事業を勘案したうえで，教育研究充実積立金及びキャンパス環境充実積立金の2つに振り分けること及び法人本部で管理している人件費の執行残の一部を附属病院充実積立金に積み立てることにする旨の補足説明があり，審議の結果了承された。

(3) 平成22事業年度運営費交付金の収益化について

学長から，本件における収益化については，事業が実施されたところで予算が認められるものである旨の説明があった。

また、財務部長から、「業務達成基準」が適用される教育研究プロジェクト等文部科学省で措置された経費については、その計画に対する進捗状況や成果などを踏まえたうえで運営費交付金の収益化が決定される旨や運営費交付金の収益化基準等の概要説明及び今回の業務達成基準における収益化額の決定は、文部科学省からの通知に基づき、本学では役員会で決定することとしている旨などの補足説明があり、審議の結果了承された。

- (4) その他
特になし。

【協議事項】

- (1) 大学機関別認証評価の次回の受審方針について

学長から、本件は、7年以内ごとに大学の認証評価を受けることが義務付けられており、次回の受審方針を決定するものである旨の説明があった。

また、米倉理事から、本学は平成21年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受審しているため、今回は平成28年度までに受審する必要があること及び大学評価・学位授与機構による認証評価では、受審年度を含めた5年分のデータの蓄積が求められるため、準備期間等を考慮した場合、現時点で受審方針を決定しておく必要がある旨の説明があった。また、受審機関を大学基準協会に変更するメリットも特になく、引き続き大学評価・学位授与機構で受審した方が、従来のデータ収集等のスキームを継続して活用できることなどから、次回受審予定時期の平成27年度も大学評価・学位授与機構の認証評価を受審したい旨の補足説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

- (2) 佐賀大学病原体等安全管理規則の制定について

学長から、本件は、他の会議等で既に検討されている案件である旨の説明があった。

また、学術研究協力部長から、本件は、4月12日開催の大学運営連絡会及び4月20日開催の拡大役員懇談会で諮り、4月28日までに意見等を求めていたが特に意見の提出はなかったことや感染症法及び感染症法施行規則との整合性を図るため、本規則の「管理区域の運営・表示」、「教育訓練」、「災害時の応急措置」及び「健康診断」の条文に追加した条項等について補足説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

- (3) その他
特になし。

【報告事項】

(1) 6者協定事業認知症総合サポート事業の展開（案）について

学長から、本件については、6者協定放談会の中で出された意見で、6者全てが取り組める事業として実施していく旨の報告があった。

また、米倉理事から、本事業の取り組みとして「認知症サポーター養成講座」の定期的な開催、サポーター養成講座を授業の一環に組み込み学生サポーターの増加や大学コンソーシアム佐賀と連携し、他大学学生にも拡大を図りながら、「認知症サポーター養成講座」の講師役となるキャラバン・メイト数を拡大し、キャラバン隊の組織の拡充を図るなどの報告があった。

(2) その他

特になし。